

条例の論点について

1 自転車事故を発生させないための方策

○ 県、自転車利用者、県民等が果たすべき責務や役割について

- ・ 県
- ・ 自転車利用者
- ・ 市町
- ・ 県民
- ・ 事業者
- ・ 交通安全団体 など

○ 県、学校、家庭等における自転車交通安全教育の実施について

- ・ 県
- ・ 学校
- ・ 家庭（保護者） など

2 自転車事故を重大化させないための方策

○ 乗車用ヘルメットの着用について

- ・ 着用対象者

○ 自転車の点検整備について

3 自転車事故の被害者を救済するための方策

○ 自転車損害賠償責任保険等への加入について

- ・ 加入の義務化

○ 保険等加入の確認と情報提供について